

令和6年 11 月 20 日

教職員の皆様へ

保健管理センター所長

インフルエンザに感染した場合の出勤について

インフルエンザの流行期に入りました。予防に努めていただくようお願いします。
(参考：令和6年度 今冬のインフルエンザ総合対策について) (厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2024.html>

インフルエンザ様の症状(38℃以上の発熱及び鼻汁、咽頭痛、咳など)が出たら、他の人への感染防止のため、発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった日(解熱剤を使わなくても体温が37℃以下になった日)の翌日より2日間は出勤を自粛して下さい。

なお、医療機関でインフルエンザと診断された場合は、医師の指示にしたがい適切な対応をしてください。

- ・インフルエンザへの感染防止のため、手洗い、咳エチケットを励行して下さい。
- ・日頃から十分な睡眠とバランスのよい食事をするようこころがけ、抵抗力をつけておいて下さい。